

もったいないを行動に！食品ロス削減のための戦略企画会議 (外食分野) 開催要領

平成 31 年 4 月 12 日
消 費 者 庁

1 目的

我が国の食品ロス量は、年間 646 万トン（平成 27 年度）に上り、このうち事業者からの発生量が 357 万トンで、その 4 割近くを外食（133 万トン）が占めている。

このため、外食での食べきりを促進する啓発や、利用者の自己責任による食べ残し料理の持ち帰りについて、レストラン・飲食店、消費者の双方が安全かつ自発的な意思に基づき実行可能な内容となるよう、関係者による議論を進め、整理・提案を行うことを目的とする。

2 主な検討事項

- ・利用者が適量を残さずおいしく食べきるために、レストラン・飲食店が提供できるサービス（小盛りや小分けメニュー等）の促進について
- ・利用者の自己責任で持ち帰りが可能なことを、レストラン・飲食店が明示する方策について

3 委員等

- (1) 会議の委員は、別紙のとおりとする。
なお、出席が難しい場合は代理出席を認める。
- (2) 会議に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は会務を総括する。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

4 運営

- (1) 会議の庶務は、消費者庁消費者政策課において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 会議は、原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等は非公開とすることができる。
- (4) 会議の資料は、原則として会議終了後速やかに消費者庁のウェブサイトにおいて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (5) 会議の終了後、発言者及び発言内容を記載した議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) この要領のほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

もったいないを行動に！食品ロス削減のための戦略企画会議（外食分野）
委員・オブザーバー名簿

(委員)

あきた なおひろ
秋田 直宏 東京都環境局資源循環推進部計画担当課長

い さ じ おさむ
伊佐治 修 松本市環境部環境政策課長

いわさ え み こ
岩佐 英美子 一般社団法人日本ホテル協会 事務局長

うえむら きょうこ
◎上村 協子 東京家政学院大学 教授

うらごう ゆ き
浦郷 由季 一般社団法人全国消費者団体連絡会 事務局長

くりはら よしのり
栗原 義徳 横浜中華街 大珍樓 支配人

こばやし と み お
小林 富雄 愛知工業大学経営学部 教授
ドギーバッグ普及委員会 理事長

さきた ゆうこ
崎田 裕子 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 会長
特定非営利活動法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
ジャーナリスト・環境カウンセラー

つかわき かずまさ
塚脇 一政 公益社団法人日本食品衛生協会 常務理事

みやた あやこ
宮田 綾子 横浜市資源循環局事業系対策部一般廃棄物対策課長

(◎座長、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

厚生労働省
農林水産省
環境省